日調連発第２５０号
平成２７年１２月１０日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

不動産登記事務取扱手続準則の一部改正における登記所ごとに別に定める日について（参考送付）

法務省民事局民事第二課長から法務局民事行政部長及び地方法務局長（水戸、佐賀、大分、宮崎、秋田、青森、釧路、徳島及び松山以外は、参考送付）宛て標記の依命通知が別添のとおり発せられた旨情報提供がありましたので、参考のため送付します。

別添

機密性２　可用性２　完全性２

法務省民二７８１号
平成２７年１２月８日

法務局民事行政部長　殿
地方法務局長　殿
（水戸，佐賀，大分，宮崎，秋田，青森，釧路，徳島及び松山以外は，参考送付）

法務省民事局民事第二課長
（　公　印　省　略　）

不動産登記事務取扱手続準則の一部改正における登記所ごとに別に定める日について（依命通知）

標記については，平成２６年１２月２５日付け法務省民二第８５２号法務省民事局長通達（以下「本通達」という。）において，本通達の別紙の３及び８については本年２月２３日以降の登記所ごとに別に定める日から実施することとされたところですが，当該登記所ごとに別に定める日（平成２８年１月分）については，下記のとおりとされましたので，通知します。

記

１　平成２８年１月１２日（火）

大分地方法務局	
宮崎地方法務局	日南支局
同	都城支局
同	高鍋出張所
青森地方法務局	
同	八戸支局
同	十和田支局
釧路地方法務局	
同	根室支局
同	中標津出張所

松山地方法務局
　同　　西条支局
　同　　今治支局

２　平成２８年１月１８日（月）

水戸地方法務局
　同　　龍ケ崎支局
佐賀地方法務局　　伊万里支局
　同　　唐津支局
　同　　鳥栖出張所
秋田地方法務局　　能代支局
青森地方法務局　　五所川原支局
　同　　弘前支局
　同　　むつ支局
釧路地方法務局　　帯広支局
　同　　北見支局
徳島地方法務局
　同　　阿南支局
　同　　美馬支局